

## 古儀茶道藪内流青年会 会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、『古儀茶道藪内流青年会』（以下、青年会）と称する。

(設立年月日)

第2条 本会の設立年月日を、2019年10月19日とする。

(所在地)

第3条 本会の事務所は、事務局長宅とする。

(目的)

第4条 本会は、古儀茶道藪内流竹風会の下部組織として、竹風会会員にかかわらず古儀茶道藪内流にゆかりを持つ青年層が、継続的な相互連携を図ることを促し、学校茶道とも連携を取ることで、古儀茶道藪内流および古儀茶道藪内流竹風会を振興することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 茶会の開催
- (2) 講演会
- (3) 古儀茶道藪内流の情報発信事業
- (4) 会員同士の情報交換事業
- (5) その他、目的の達成に必要な事業

### 第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し、入会時に古儀茶道藪内流竹風会の会員である、次の各号のいずれかに当てはまるものとする
  1. 青年会事業年度において満18歳以上満55歳以下のもの
  2. その他特別に会長が認めるもの
- (2) 準会員は、この会の目的に賛同し、過去に学校での部活動において古儀茶道藪内流の指導者に稽古を受けた経験がある、次の各号のいずれかに当てはまるものとする
  1. 青年会事業年度において満18歳以上満55歳以下のもの
  2. その他特別に会長が認めるもの

(入会)

第7条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長宛てに提出し、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 本会の年会費は無料とする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 次の各号に該当するときは退会したとみなす。

(1) 本会の会員としての資格の喪失。ただし、年齢制限による場合は、その年齢に達した年度の末日において退会する。

(2) 本人が死亡したとき

(会員の権利)

第10条 会員は、全ての本会の行う事業に参加することができる。また、本会の事業・運営に対して意見を述べることができる。

(除名)

第11条 会員が、著しく本会の運営を妨げ、古儀茶道藪内流の名誉を毀損したと認められた場合は、総会の議決において除名することができる。ただし、総会の場において弁明の機会を与える。

### 第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 会長   | 1名         |
| (2) 副会長  | 3名以上、5名以下  |
| (3) 常任幹事 | 5名以上、10名以下 |
| (4) 幹事   | 10名以上      |
| (5) 事務局長 | 1名         |
| (6) 庶務   | 2名         |
| (7) 会計   | 2名         |
| (8) 監事   | 2名         |

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常任幹事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。

4 事務局長は、本会の業務に必要な事務を担当する。

5 幹事は、会務の執行を決定する。

6 庶務は、本会の業務に必要な庶務を担当する。

7 会計は、本会の業務に必要な会計業務を担当する。

8 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その監査の結果を総会において会員に報告する。

(役員選任)

第14条 会長は、正会員の中より前期常任幹事会によって選出され、総会で承認される。

2 副会長は、正会員の中より前期常任幹事会の指名によって選出され、総会で承認される。

3 常任幹事は、正会員の中より前期常任幹事会によって選出され、総会で承認される。

4 幹事は、事務局員または常任幹事が正会員の中より推薦し、常任幹事会において選出され、総会

で承認される。

- 5 事務局長は、副会長の互選により選出される。
- 6 庶務は、副会長または常任幹事の互選により選出される。
- 7 会計は、副会長または常任幹事の互選により選出される。
- 8 監事は、役員でない正会員の中より前期常任幹事会の指名によって選出され、総会で承認される。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、業務の遂行に当てられないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があった場合。

(役員任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げられない。

- 2 役員任期中に、第6条に規定する年齢制限に達した場合、または会員資格の変動があった場合でも会員の資格は喪失せず、かつ任期満了時まで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉顧問)

第17条 本会に特別職として名誉顧問を置く

- 2 特別職は、第6条に規定される資格を有する必要はない。
- 3 名誉顧問は古儀茶道藪内流当代家元とする
- 4 名誉顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 5 名誉顧問は、会議に出席して意見を述べるができる。

## 第4章 会議

(会議)

第18条 本会は、全ての会員を持って組織する総会と、会長・副会長・常任幹事によって組織される常任幹事会、全ての役員によって組織される幹事会を有する。

(招集)

第19条 総会は毎年一回の通常総会、及び会長が必要だと判断した時に開催される臨時総会の2種とし、会長によって招集される。

- 2 常任幹事会及び幹事会は、随時会長が招集する。

(議決)

第20条 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、総会に出席できない会員は、書面等で他の会員に委任することができる。この場合、あらかじめ通達された議事に関しては出席者とみなす。

- 2 常任幹事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。常任幹事会は、会長・全副会長・

全常任幹事の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、常任幹事会に出席できないものは、書面等で、他の幹事に委任することができる。この場合あらかじめ通達された議事に関しては、出席者とみなす。

3 幹事会の議決は、出席者の過半数の同意を持って決する。幹事会は、全幹事の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、幹事会に出席できない幹事は、書面等で、他の幹事に委任することができる。この場合あらかじめ通達された議事に関しては、出席者とみなす。また、電子的手法を持って会議に参加することを認め、出席とみなす。

3 会議の議決において可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長を持ってこれを充てる。

2 幹事会及び常任幹事会の議長は、会長を持ってこれを充てる。

3 総会、常任幹事会、幹事会において、会長が欠席する場合は、あらかじめ会長が定める順位により副会長が議長となる。

(総会の審議事項)

第22条 総会では、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) 幹事及び役員承認に関すること。
- (5) その他、必要な事項。

(常任幹事会の審議事項)

第23条 常任幹事会では、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、幹事会において承認を得る。

- (1) 事業計画及び報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) 会長の及び各役員を選任に関すること。
- (5) 幹事の推薦に関すること。
- (6) 事務局に関すること。
- (7) その他、必要な事項。

(幹事会の審議事項)

第24条 幹事会では、この会則に定めるもののほか、常任幹事会において審議された事項について、再度審議し、議決する。

(議事録)

第25条 会議の議事については、事務局は議事録を作成しなければならない。

(報告義務)

第26条 会長は、古儀茶道藪内流竹風会幹事会の要求があった場合に議事録を提出しなければならない。

(重要事項)

第27条 本会で議決した議事の中で特に重要であると会長が判断したものは、古儀茶道藪内流竹風会幹事会の議を経なければならない。

## 第5章 会計

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(資産)

第29条 本会の資産は次の各号にあげるものを持って構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 古儀茶道藪内流竹風会からの活動補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(決算)

第30条 会長は、毎年事業年度終了後4ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、あらかじめ監事による会計監査を受け、決算を総会に報告し、その承認を得なければならない。

## 第6章 事務局

(事務局)

第31条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(事務局員)

第32条 事務局は、古儀茶道藪内流竹風会の各支部より1名以上選出される事務局員によって構成される。

- 2 事務局員は本会正会員でなければならない。

(事務局長)

第33条 事務局を代表し、その業務を統括するために事務局長を置く。

## 第7章 補則

(解散)

第34条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 古儀茶道藪内流竹風会総会の決議
- (3) 会員の欠乏

- 2 総会の決議により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない

(委任)

第35条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この会則は2019年10月19日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は第16条の規定にかかわらず、2021年度総会までとする。設立当初の役員に関しては、古儀茶道藪内流竹風会企画委員会による推薦に基づき、設立総会において承認される。